

経済と経営 17-2 (1986.10)

〈論文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 章——第 XII 章)

鈴木秀勇

第 II 章

ホブズのいう「各人にたいする・各人の戦争」の〈三つの・個別の原因〉は, “Lev.” Chap. XIII. の prg. 3 の前半から, prg. 4, および prg. 5 にかけて挙示されているが, 上記の「戦争」の・いわば〈総原因〉とすべきものを, prg. 1., および prg. 2. の分析によって解明することが, 本・第 II 章の I., II., III. の主題である。(〈三つの・個別の原因〉の分析には, 次・第 III 章 (次号所載) があてられる)。

I

1) 「人類の仕合せと惨めとから見た限り」にあつては, 「自然による・人類の身の上」(Pt. I. Chap. XIII. 章題) は, 「人間というものが, ひたすらな自然の手で, 今現在おかれている・惨めな身の上」(Pt. I. Chap. XIII. E. prg. 13, p. 188), すなわち, 「戦争, しかも, 各人にたいする・各人の戦争, と呼ばれる・そうした身の上」(that condition which is called Warre; and

such a warre, as is of every man, against every man.) である。(L. 「人間の身の上、私が、各人にたいする・各人の戦争 (béllum ūniuscūjusque cōntrā ūnumquemque) と呼んだ・そういう身の上であることは、…」 (Chap. XIII. E. prg. 8, p. 185 ; L. prg. 6, OL · III. p. 99)。

この・「各人にたいする・各人の戦争」なる表現は、E. では、Chap. XIII. prg. 13. にも現われ (p. 188), また、prg. 9. では、「各人が、各人にとって敵である戦争」と言われる (p. 186)。L. では、prg. 7. と prg. 11. とに、「万人にたいする・万人の戦争 (béllum ōmniū cōntrā ōmnēs)」という表現が見える (OL · III. p. 100 ; p. 101)。

2) この「戦争」は、個々の「戦闘行為」・「合戦行為」にとどまるものではなく、「戦闘によって相争おう、という意志が、十分に知られている・ある・時間の経過 (a tract of time, wherein the will to contend by Battell is sufficiently known)」(L. 「武力をもって生死を決しよう、という意志が、まぎれもない・時間の経過」 (trāctus, quō dūrate vōluntās ārmīs dēcērtandī est manifēsta)) である (Chap. XIII. E · prg. 8, p. 186; L. prg. 6. OL · III. p. 99)。

そして、「戦闘」ないし「武力をもって生死を決する」とは、互いの〈所有物〉、ないし、互いが「欲望」・「欲求」する・いかなる対象をも、相手から奪い取るのにもっとも確実な手段、すなわち、互いに相手の「自由」・「生命」を奪取する〈行動の仕方〉である。

3) ところで、かかる「戦争」が「人間の・惨めな身の上」である、とされる・その「惨め」とは、「各人」の「所領」、 「所有物」の・相互の争奪によって、「労働の果実の入手が、不確かなのですから、労働が行なわれる余地がないのです」と言われるもの (Chap. XIII. E · prg. 9, p. 186 ; L. prg. 7, OL · III. p. 100), すなわち、〈物質生産〉の停止のみでなく、また、〈貿易による・生活の便宜物の輸入〉もなく、〈便宜な建築物〉の建設もなく、〈物質生産・商品流通のための技術装置〉の発明もなく、〈精神的生産 (文化)〉もなく、

もとより〈人間の交際〉もなく, いな, さらに, 「いちばん悪いこと」, すなわち「非業の死にたいする・果てしもなくつづく恐怖と, 非業の死の・果てしもなくつづく危険」とであり, 要するに, 「人間の生活は, 孤独で・貧乏で・きたならしく・獣のように浅間しく・そして, 束の間のはかないもの」であることに, ある (Chap. XIII. E. prg. 9, p. 186 ; L. prg. 6, OL・III. pp. 99-100)。

4) さて, かかる「惨め」を齎らす「各人にたいする・各人の戦争」が生起する〈条件〉は, この「戦争」の「原因」を〈制圧〉すべき「共同の力」すなわち「国家」の〈非存在〉である。

そして, 「戦争」の「原因」は, 根源にあっては, ホブズの〈第三の「自然」概念〉における「自然」である。

ホブズ自身, ある箇所では, この「原因」を, 「自然」とし (Chap. XIII. E. prg. 10, p. 186 ; L. prg. 8 ; OL・III. p. 100), ある箇所では, 「人間の自然本性」とし (Chap. XIII. E. prg. 6, p. 185 ; L・prg. 5, OL・III, p. 99), ある箇所では, 「諸情念」としているが (Chap. XIII. E. prg. 10, p. 186 ; L. prg. 8, OL・III. p. 100), しかしまた, 「諸情念」から発する・「戦闘によって相争おう, という意志」 (Chap. XIII. E. prg. 8, p. 185 ; L. prg. 6 ; OL・III. p. 99), も, また, 「戦闘」そのものも, さらに, 「諸情念」・「意志」に突き動かされる「各人」に, 「戦闘」という〈行動の仕方〉を〈教える〉「理性」ないし「賢さ」も, この「原因」の中に, 加えられるべきであろう。

5) しかしながら, この「戦争」・「戦闘」の〈根源的原因〉が「自然」であることは,

かかる「惨めな身の上」が, 「自然による・人類の身の上 (Naturall Condition of Mankind)」と言われる時の「Naturall (「自然による」)」が,

a) 一つには, 本・「第I部」・「第I章」, 5) に見たとおり, “DC.”での規定に照して, 「人為の法」が「存在しない」ことを意味し, したがって, また, 「人間の生命の保存を自らの義務とする」「権力」と「統治」, すなわち「国

家」が、〈存在しない〉ことを指すものであり、

b) しかし、二つには、そのように「国家」が〈存在しない〉場合に、その〈非存在〉を〈条件〉に、「自然」が、「各人」を突き動かして、「戦闘」ないし「戦争」という〈行動の仕方〉に駆り立てる、という意味であることによって、裏づけられる。

6) そして、ホブズ自身、「戦争」の生起の〈条件〉が上のところにあることを、「国家」と同義である「共同の力」という表現のもとに、以下のように、くりかえして語っている。

「人々すべてをひれふせさせる (over-awe) 力 (power) が存在しない場合には」(L. 「人々すべてを抑圧する (coercere) ことができる力 (potentia) が存在しない場合には」) (Chap. XIII. E. prg. 5, p. 185 ; L. prg. 4, OL · III. p. 99)。「人々を静まらせておく (keep...in quiet) ・共同の力 (common power) をもたない人々の間では」(L. 「共同の力 (potentia communis) が存在しない場合には」) (loc. cit.)。「人々が、人々すべてを、おそれさせる (keep...in awe) ・共同の力をもたずに生活している時間のあいだは、人々は、戦争…各人にたいする・各人の戦争と呼ばれる・そうした身の上にある…」(L. 「抑圧する力 (potentia coerciva) が存在しない間、その間は、人間の身の上は、私が、各人にたいする・各人の戦争と呼んだ・そうした身の上である…」)

(Chap. XIII. E. prg. 8, p. 185 ; L. prg. 6, OL · III. p. 99)。「恐怖すべき (to fear) ・共同の力が存在しない場合には、どのような・生活の仕方になるであろうか、ということは、以前には平和を目的とする統治のもとに生活していた人が、内戦に巻き込まれた時に、必ず堕ち込む・生活の仕方から、知ることができるのです」。(L. 「どのような・共同の力のもとにもない人間の生活が、どのようなものであるか、ということは、内戦に見舞われている人々の生活から、見てとることができるのです」) (Chap. XIII. E. prg. 11, p. 187 ; L. prg. 9 ; OL · III. p. 101)。

7) では、なにゆえ、かかる「共同の力」・「国家」が〈存在しない〉こと

が, 「各人にたいする・各人の戦争」が生起する〈条件〉であるのか。

a) まず, ホブズは本稿・第I章, 21), b) に見たとおり, 「共同の力」としての「国家」を, つぎのように規定していた。

「人間たちを, 外敵の侵略と, お互いの不法とから防衛する力量をもつことができ (may be able to defend. L. tuērī possit. 「防衛する力をもち」), それを手段として (thereby), 人間たちが, 自分たち自身の労働と, 大地が生む果実とによって, 心満ち足りて自分たちを養い, 心満ち足りた生活をすることができる (may nourish themselves and live contentedly. L. cōntēti vīvant und ālantur. 「満ち足りた生活をし, 日々の糧によって満ち足りて養われる」)・そのように (in such sort, as... L...., ita ut...), 人間たちに安心を与えてやる力量をもつことができる ([may be able] to secure them)・そうした・一つの・共同の力 (a Common Power)」 (Lev. Pt. II. OF COMMON-WEALTH. Chap. XVII. E. prg. 13, p. 227 ; L. prg. 13. OL・III. p. 130)。

b) してみると, 第I章, 21), b), イ)以下に述べたとおり, 「共同の力」・「国家」は, 「人間」にとって, 対外・対内の「防衛」という〈第一の目的群〉のための〈防衛力〉と, それを〈手段〉とするところの・〈労働による・生活の必需品と便宜物との生産〉と, 「心満ちた」享受〔〈福祉〉〕という・「防衛」の〈上位〉に立つ〈第二の目的群〉のための〈治政力〉との二つから, 成るものである。

c) このことから帰結するのは, 「共同の力」・「国家」が, かかる・二つの「力」から成るものである以上, その「力」(〈手段〉)が自らの〈目的〉とする・「人間たち」の「生命」と〈福祉〉とを, 破壊する「戦争」の〈原因〉を, 「共同の力」・「国家」は, 〈制圧〉しないではおかない, ということである。

d) しかるに, 「戦争」の〈原因〉を〈制圧〉すべき「共同の力」・「国家」が〈存在しない〉時, 「自然」は, 「各人」に, なによりもまず, 自らの「力」によって自らの「生命」を「防衛」することを〈必然に迫る〉のであって,

この「自然」に基づく・自らの「生命」の「防衛」の〈必然〉が、「戦闘」・「戦争」を生起させるのである。

「共同の力」・「国家」の〈非存在〉が、「戦争」が生起する〈条件〉である理由は、このところにある。

II

さて、そこで、以下で分析されるべきは、上見の〈条件〉のもとでは、「自然」を〈原因〉として「戦争」が生起する・その間の論理的経緯であり、すなわち、ホブズ自ら、「自然(Nature)は、このようにして、人々を分裂させ、人々を、互いに、侵略し合い・殺し合いをするように、仕向けている」としている・その「推論」(*Lev. Pt. I. Chap. XIII. E. prg. 10, p. 186 ; L. prg. 8, OL. III. p. 100*)の過程である。

1) “*Lev.*” Pt. I. Chap. XIII.は、「各人にたいする・各人の戦争」の〈三つの・個別の原因〉を、そのE. prg. 3. (L. prg. 2)の冒頭から、E. prg. 4., (L. prg. 3.) prg. 5. (L. prg. 4.)にわたって初めて提示するのであって、先行する・E. prg. 1., prg. 2. (L. prg. 1.)は、「身体の諸能力」と「心の諸能力」とにかかわる・「人間」の「平等」についての立論に、あてられている。

筆者は、この立論は、上記の「戦争」の〈総原因〉を、あるいは言いかえて、〈三つの・個別の原因〉の〈前提〉を、告げているもの、と解する。

したがって、本・II, および、次・IIIは、ホブズの・さきの「推論」のうち、上記の部分で、かかるものとして分析することになる。

2) ホブズは、このChap. XIII.のE. L. prg. 1.の叙述を、「自然(Nature. L. *nātūra.*)は、身体の諸能力(the faculties of body. L. *cōrporis facultātēs*)と心の諸能力([the faculties of] mind. L. *ānimæ* [facultātēs])との上で、人間を、それこそ平等なもの(so equall. L. *ādeō æquālēs ínter sē.*「お

互いの間でまことに平等なもの)に、造っております (hath made. L. prōdūxit. 「生みなしております」) という規定で、開始する (E. prg. 1, p. 183 ; L. prg. 1, OL · III. p. 97)。

A) この規定について、当然、立てられるべき問題は、一つには、「人間を、それこそ平等なものに、造っている」・その「自然」とは、いかなる「自然」であるのか、であり、二つには、この規定が含意しているのは、「自然が、人間を、それこそ平等なものに、造っている」のは、ひとり、「身体の諸能力と心の諸能力との上で」のみである、という〈限定〉である以上、かかる〈限定〉の〈根拠は、なにであるか〉であり、そして、三つには、「平等なもの」と言われる・その「平等」の〈意味は、なにか〉、である。

B) ところが、第一と第二との問題に答えるには、やがて理解されるように、第三の問題から始めなくてはならない。

a) さて、ここでの「平等」の意味は、以下の叙述の中から、知りえられる。すなわち、

「…〔身体の諸能力と心の諸能力との〕すべてが総計されますと (when all is reckoned together), 人間と人間との間の差異は、さほど著しいものではないのでありまして、したがって、差異があるからといって、一方の人間〔身体の諸能力か、心の諸能力か、いずれかの能力の上で、まさっている人間〕が、どのような利益 (any benefit) であるにしましても、その利益を独り占めする (claim to himself) ことは、できませんし、すなわち、他方の人間〔いずれかの能力の上で、おとっている人間〕が、その・一方の人間と同じ程度でその利益を自分のものであると言い張ることを、許されない (may not pretend), ということは、ないのです」(L.「しかし、〔身体の諸能力と心の諸能力との〕すべてが、一時いちどきに秤りにかけられた場合には (sī tāmen ōmnia sīmul cōnsiderentur), 一方の人間が、どのような利益(cōmmodī quīcquam) であるにしましても、その利益が当然に自分の手にはいると心待ちにする (prōmīttēre sībi) ことができるほどの差異は、ないのですし、すなわち、

他方の人間が、〔その・一方の人間と〕同じ程度にこの利益を獲得できる期待を抱く (spērāre) ことができない、というほどの差異は、ないのです」(Lev. Chap. XIII. E. prg. 1, p. 183 ; L. prg. 1 ; OL · III. p. 97.)。

b) 上述によってみると、問題の「平等」の意味は、つぎのところにあることが、知られる。

すなわち、イ) i) E. 「…〔身体の諸能力と心の諸能力との〕すべてが、総計され」れば、「人間と人間との間」の「差異は、さほど著しいものではない」。

ii) 「したがって、〈人間誰も (各人) が、「どのような利益」であれ、いかなる他人をも排除して、これを「独り占めすることは、できない〉——というところがあり、

また、上を裏面から言えば、

iii) 「したがって、〈各人〉が、「どのような利益」であれ、それを「自分のものであると言い張る」ことから、いかなる他人によっても、排除されることは、できない」というところがあり、

あるいはまた、同じことであるが、

iv) 「したがって、〈各人〉は、「どのような利益」であれ、他の・あらゆる「各人」と「同じ程度」、その「利益」を、「自分のものであると言い張る」〈ことができる〉、というところにある。

(ロ) L.によれば、「平等」の意味は、

i) あの・双方の「諸能力」の「すべて」が、「一時に秤りにかけられ」るならば、

ii) 〈各人が、「どのような利益」であれ、いかなる他人をも排除して、その「利益」が「当然に自分の手にはいると心待ちすることができる」ほどの「差異は、ない〉ということであり、

これを逆に言えば

iii) 〈各人〉の間には、「どのような利益」であれ、それを「獲得できる

期待を抱く」ことから, いかなる他人によってであれ, 排除されることができ
るほどの「差異は, ない」というところがあり,

ないしは,

iv) <「各人」は, 「どのような利益」であれ, 他の・あらゆる「各人」と
「同じ程度で」, その「利益」を, 「獲得できる期待を抱く」<ことができる>,
というところにある)。

C) ところで, このところから, さらに知られるとおり,

a) 上に見た意味での「平等」の〈根拠〉は, E.で, 「したがって」と言わ
れているところに照らして明らかなおおり, 「〔身体の諸能力と心の諸能力と
の〕すべて」の「総計」にあつては, 「人間と人間との間の差異は, それほど
著しいものではない」, ということであり,

(あるいは, L.によれば,

これらの「諸能力」「すべて」が「一時に秤りにかけられた」「場合には」,
「人間と人間との間」には, («各人」と「各人」との間には), 「差異は, な
い」, すなわち, 「各人」は「平等」である, というところにある)。

なぜなら, 「どのような利益」であれ, 「各人」が, それを, 他の・あらゆる
「各人」と「同じ程度で」, 「自分のものであると言い張る」<ことができる>
のは, いうまでもなく, あの・双方の「諸能力」の「すべて」の「総計」に
おいては, 「各人」と「各人」との間が, 「平等」であることを, 〈根拠〉とす
る以外にないからである。

b) 以上によってみれば, この prg. 1. にあつては, 「平等」の概念は, 二
つであり, そして, 前者・〈第一の「平等」概念〉の〈根拠〉は, 後者・〈第二
の「平等」概念〉である。

c) ただし, 「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」の「総計」
にあつては, 「各人」と「各人」とが「平等」である, というのは, 正しく言
えば, のちに見るように,

イ) 「心の能力」の一つである「賢さ」にあって、「あらゆる人間」は、「平等」であり、

ロ) それゆえ、人間の間において、「身体の諸能力」の上で「差異」があり、また、「賢さ」という「心の能力」以外の「心の諸能力」の上でも「差異」があるにしても、

ハ) しかし、「平等」な「賢さ」が、上記の二つの「差異」の〈効果〉を、〈消滅させる〉、ということなのであって、

ニ) したがって、〈第二の「平等」概念〉とは、実は、

i) 「身体の諸能力」と、ii) 「賢さ」を除く「心の諸能力」と、そして、iii) 「賢さ」という「心の諸能力」——この三者の「総計」における「平等」を、意味するものである。

d) そして、上のことは、これものちに知るとおり、〈第二の「平等」概念〉の・さらに〈根拠〉は、「賢さ」における・「あらゆる人間」の「平等」である、ということを示している。

D) a) ところで、くりかえせば、〈第一の「平等」概念〉は、「各人」が、「どのような利益」であれ、それを、他の・いかなる「各人」とも「同じ程度で」、「自分のものであると言い張る」〈ことができる〉ことを意味し、そして、それが〈できる〉ことの〈根拠〉は、〈第二の「平等」概念〉、すなわち、「各人」と「各人」との間には、「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」の「総計」にあっては、「差異は、ない」・「平等」であること、であった。

b) ところで、「どのような利益」であれ、それを「自分のものであると言い張る」〈ことができる〉ということは、当該の「利益」という「目的であるものを獲得できる、という見込み (hope. L. spēs)」と不可分離である。

なぜなら、ホブズ自身の規定によれば、「見込み」とは、「獲得できるという予期 (opinion. L. opínio) を伴っている欲求 (Appetite. L. appetitus)」

であるが (*Lev. Pt. I. Chap. 6 ; E. prg. 14, p. 123 ; L. prg. 12, OL · III. p. 44*), 「利益」を「自分のものであると言い張る」〈ことができる〉ことは、当然、「利益」にたいする「欲求」と、そして、〈第二の「平等」概念〉を〈根拠〉とする以上、その「利益」を「獲得できるという予期」とを、含んでいるからである。

c) ホブズは、「各人にたいする・各人の戦争」の〈三つの・個別の原因〉のうちの一つを、*Chap. XIII. E. prg. 3., L. prg. 2.* であげるさいに、「力量の・この平等〔〈第二の「平等」概念〉〕から、私たちの目的であるものを獲得できる、という見込みの平等が、起こってきます」(*L. 「自然に基づく平等*〔〈第二の「平等」概念〉〕から、各人に、自分が欲求するものを獲得できる、という見込みが、起こってきます」), と書き始めているが、正しくは、〈第一と第二との「平等」概念から〉、でなくてはならないはずである。(冗語を避ければ、〈第二の「平等」概念〉を〈根拠〉としている〈第一の「平等」概念から〉、である)。

なぜなら、「利益」・「目的であるもの」を「獲得できる見込み」は、「利益」・「目的であるもの」を「自分のものであると言い張る」〈ことができる〉ことに含まれている「欲求」、および、いかなる他人とも「同じ程度で」「獲得できる」〈力〉の「平等」——すなわち、前見の「身体の諸能力と心の諸能力」との「すべて」の「総計」の「平等」——と、それを〈根拠〉とする「獲得できるという予期」と、この・三つのものを要素としているからである。

d) ところで、〈第一と第二との「平等」概念〉から、帰結する事柄は、「各人」は、「どのような利益」をも「自分のものであると言い張る」〈ことができる〉以上、第一に、「各人」は、かく「言い張る」さいに、あるいは「利益」を「欲求」するさいに、〈必然に〉、前述の・「平等」な「諸能力」「すべて」の「総計」を行使する、ということである。

なぜなら、「どのような利益」をも、いかなる他人とも「同じ程度で」「自分のものであると言い張る」〈ことができる〉ことの〈根拠〉が、もともと、

この「諸能力」「すべて」の「総計」の「平等」であるのであったからである。

e) ところで、「利益 (benefit)」なる語は、'béne + fácere'〔<他人ニタイシテ、ヨイコトヲスル>・<恩恵ヲ施ス>〕に発する'beneficium'に由来するものであって、'béne'は、'bónus'〔<ヨイ>〕という形容詞から派生した副詞であるから、もともと、「よいもの (good. L. bónum)」と基本的には同義である。

f) しかるに、本稿・第II部「ホブズにおける「自然」概念の分析」(教養部・紀要・第29号・所載)の第III章・VI)に記したように、ホブズは、「よいもの」と「わるいもの」とについて、——「気持のよさ」、「よろこび」が、「よいもの」の「現われ」ないしは「内部感覚内容」であり、「苦しみ」、「気持のわるさ」が、「わるいもの」の「現われ」あるいは「内部感覚内容」である、とし、かかる「内部感覚内容」の生起については、——「よいもの」、「わるいもの」と「呼ばれ」・<判断される>ことになる「外部にある対象」から発する<外部運動>が、「心臓」にあって、「生命運動」を「強める」・「助ける」、ないしは逆に、「妨害する」・「攪乱する」・「弱める」ような「内側へ向かう」<内部運動>を惹き起こし、これによって「心臓」が生み出す「外側へ向かう」<内部運動>の「現われ」たる「内部感覚内容」が、あるいは「気持のよさ」、「よろこび」であり、あるいは「苦しさ」、「気持のわるさ」である——という<理論>をとるのである。

そして、このところから、ホブズは、——これらの「内部感覚内容」の生起は、一言でいえば、「各人」の・その時々「変動」する「身体の性情」によって、また、「各人」ごとに異なる「身体の性情」によって、左右されるものである。したがって、「よいもの」、「わるいもの」についても、「それだけで、絶対的に、よいもの、わるいもの…というものは、なに一つ存在しない…」。また、「よいもの」と「わるいもの」の・共通の基準は、けっして、対象それ自体から、えられるべきものではなく、(カマン-ウェルス〔国家〕が存在しない場合には) その人間の身柄から…えられるべきものである…、「よいも

の, わるいもの, …という・これらの語は, いつでも, それらの語を使用する本人との関係で(相対的に), 使用されるものである。「よいもの」, 「わるいもの」とは, つねに, 「ソノ人ニトツテノ・ヨイモノ」であり, 「ソノ人ニトツテノ・ワルイモノ」である以外にないのである——と結論する。

g) してみると, 「よいもの」と基本的には同義の「利益」についても, 「各人」すべてにとって〈同一の「利益」〉というものは, 存在しない。

けれども, ある人間が所持している「物」が, 当の・所持する人間にとっては, 〈よいものではない〉にしても, 他の人間にとっては, 「よいもの」であり「利益」である, ということは, 上記・f) から, 十分に帰結しうる。

h) とすれば, 前述・d) によって, その人間は, この「自分ニトツテノ・ヨイモノ」を「自分のものであると言い張る」ことにおいて, あの・「諸能力」「すべて」の「総計」を, 「自分ニトツテノ・ヨイモノ」を所持している・他の人間に向かって, 行使することは, 〈必然〉である。

i) ところで, 「自分ニトツテノ・ヨイモノ」, 「利益」を「自分のものであると言い張る」のに, もっとも確実な〈行動の仕方〉は, 「諸能力」「すべて」の「総計」を行使して, その「利益」を所持している・他の人間の「生命」を〈自分のものとする〉・〈奪う〉ことである。「死」を与えることである。

j) ところで, 本稿・第II部・VIII) に見たように, ホブズにあっては, 「よいものの第一に位するものは, 各人にとって, 自分の・生命の保存である」し, 「あらゆる・わるいものの第一に位するものは, 死である」。

とすれば, 「自分の・生命の保存」が, 「よいものの第一に位するもの」である, ということは, 「各人」に「共通の基準」であり, また〈自分の「死」〉が, 「わるいものの第一に位するもの」であるということも, 「各人」に「共通の基準」である。

そして, このような「共通の基準」があることは, 「自分の・生命の保存」, 〈自分の「死」〉が, 「各人」にとって〈同一の「利益」〉, ないし〈同一の「不利益」〉であることである。

k) だがしかし、かかる「共通の基準」が存在することも、「よいものの第一に位する」のは、あくまで、「各人」にとって、「自分の・生命の保存」であり、「わるいものの第一に位する」のは、ひたすら、〈自分の「死」〉である、ということまで、払拭するものではない。

1) そして、このところから帰結するのは、〈他人の・「生命の保存」〉は、「各人」にとって「よいものの第一に位するもの」では、けっして、なく、〈他人の「死」〉も、「各人」にとって、「わるいものの第一に位するもの」では、断じて、ない、ということである。

いなむしろ、「各人」にとって、「自分の・生命の保存」が「よいものの第一に位するもの」であり、〈自分の「死」〉が「わるいものの第一に位するもの」であるところから帰結するのは、〈他人の「生命の保存」〉にたいする・「各人」からの「無視」であり、おなじく、〈他人の「死」〉にたいする・「各人」からの「無視」である。

「無視」とは、ホブズによれば、「心臓」が、「すでに、ほかの・もっと力の強い対象〔「自分の・生命の保存」、〈自分の「死」〉〕によって、…運動させられているところから」生ずる「心臓の運動不能」であり、それゆえ、〈力の弱い事物〔〈他人の「生命の保存」〉、〈他人の「死」〉〕を、「欲求もしなければ、憎悪もしない」こと、である。

m) そこで、「各人」が、前出・h) に見たように、「自分ニトッテノ・ヨイモノ」を「自分のものであると言い張る」ことにおいて、「自分ニトッテノ・ヨイモノ」を所持している・他の人間に向かって、あの「諸能力」「すべて」の「総計」を行使することが、〈必然〉であり、

そして、i) に記したように、「自分ニトッテノ・ヨイモノ」・「利益」を、「自分のものであると言い張る」のに、もっとも確実な〈行動の仕方〉として、「諸能力」「すべて」の「総計」を行使して、自らが「無視」する・当該の・他の人間の「生命」を奪い、自らが「無視」する「死」を与える場合には、

j) に述べたとおり, 「自分の・生命の保存」が, 「各人」にとって〈同一の「利益」〉である以上,

「諸能力」「すべて」の「総計」において「平等」である・当該の・他の人間も, 「自分の・生命の保存」という「自分ニトツテノ・ヨイモノ」・「利益」を「自分のものであると言い張る」こととして, 自らの「生命」を奪い, 自らに「死」を与えんとする・相手の人間の・自らが「無視」する「生命」を奪い, 自らが「無視」する「死」を与えるために, あの「諸能力」「すべて」の「総計」を行使することは, やはり〈必然〉である。

n) このようにして, 〈第一の「平等」概念〉と〈第二の「平等」概念〉とが合する時, 〈必然に〉帰結するのは, 「各人にたいする・各人の戦争」である。

o) はたして, Chap. XIII. E. L. prg. 1. のうち, つぎの叙述は, — もとより, それは, 一面では, 前見の〈第二の「平等」概念〉を例示しているものではあるが, しかし, それのみにとどまらず — 他面では, 〈二つの「平等」概念〉が, 「各人にたいする・各人の戦争」を帰結させる経緯を, 示しているものでもある。

すなわち, 「…身体の力の強さをとってみますと, いちばん体力の弱い者でさえも, 「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」を「総計」しての使用である) 人目にかくれた計略によるか, ないしは, 自分とおなじ・身の危険にさらされている者たちと仲間を組むことによって, いちばん体力の強い者をさえ, 殺してしまう位の・力の強さは, そなえている…のです」(Chap. XIII. E. prg. 1, p. 183; L. prg. 1, OL・III. p. 97)。

p) こうして, Chap. XIII. E. L. prg. 1. の中に分析される・〈第一〉と〈第二〉との「平等」概念は, 「各人にたいする・各人の戦争」の〈総原因〉を, 告げているものである, と言いうる。

E) さて, 本・II・A) を想起すれば, つぎの問題は, 「自然が, 人間を,

それこそ平等なものに、造っている」のは、ひとり、「身体の諸能力と心の諸能力との上で」のみである、という〈限定〉の〈根拠は、なにであるか〉、である。

a) まず、「身体」の〈諸器官〉と「諸能力」とについて、略記すれば、

イ) 〈身体の諸器官〉は、目〔視覚器官〕、耳〔聴覚器官〕、鼻〔嗅覚器官〕、舌・口蓋〔味覚器官、言語器官〕、そして、全身〔触覚器官、行動器官〕等の〈外部感覚器官〉であり、これらの諸器官に宿るのが、「身体の諸能力」、すなわち、視覚能力、聴覚能力、嗅覚能力、味覚能力、触覚能力(以上は、〈外部感覚能力〉・「感性」)、そして、言語能力、行動能力である。

ロ) 「心」は、知覚器官であり、記憶・想起の器官であり、観念形成器官、認識器官(「悟性」)、判断=、推理〔思考〕器官(「理性」)、感情・情念器官(喜・怒・哀・楽・愛・憎を感じ、欲求=欲求、嫌悪、恐怖、等を抱く〈内部感覚器官〉)であり、また、欲望=欲求、嫌悪、恐怖と基本的には同一である意志の器官である。そして、これらの器官がのもつ「心の諸能力」は、知覚能力、記憶保持・想起能力、観念形成能力、認識能力(「悟性能力」)、判断=、推理〔思考〕能力(「理性能力」)、感情・情念能力(〈内部感覚能力〉・「感受性」)、そして、意志能力である。

b) イ) かかる「身体の諸能力」と「心の諸能力」とは、その全体が、欠けているとか、ないしは、機能しない、つまり無力であるとか、いう場合はもとよりのこと、これらの「諸能力」の・いくつかの部分が機能しない、ないしは、いくつかの「能力」が薄弱である場合には、「各人」の〈生命の保存と促進〉とは、不可能であるか、ないしは、少なくとも、なにらかの妨害を受けることは、余りにも明白である。

c) ということは、逆に言えば、これら・二種類の「諸能力」は、

イ) それらの機能が〈正常〉であり、

ロ) かつ、これらの「諸能力」の「すべて」が「総計」されて使用される時には、

「各人」の〈生命の保存と促進〉とにとって、〈適合した諸手段〉であることを、裏書きするものにほかならない。

d) そこで、まず第一に問われるのは、では、この〈適合関係〉を定めているのは、なにであるのか、である。

それは、本稿・「まえおき」に結論のみを予示し、本稿・第II部「ホブズにおける「自然」概念の分析」(教養部・紀要、第29号、所載)に詳しく吟味した・あの〈第三の「自然」概念〉に属する「自然」である、と言わざるをえない。なぜなら、

イ) この「自然」は、「各人」の〈生命の保存と促進〉とを〈意志〉しているもの、すなわち、これを自らの〈目的〉としているものであり、そして、この〈目的〉のために〈諸手段〉を〈適合させている〉〈叡知〉であるものであり、また、〈適合させている諸手段〉を用いて、「各人」に〈生命の保存と促進〉を行なわせる〈力〉、すなわち、自らの〈意志〉・〈目的〉を実現する〈力〉であるものである、と〈推理〉されている〈あるもの〉であるのであった。

ロ) してみると、「各人」の「身体の諸能力」と「心の諸能力」とが、ほかでもなく、「自然」が〈意志〉している・まさにその・「各人」の〈生命の保存と促進〉とに〈適合している諸手段〉である、ということは、実は、この「自然」が〈適合させている〉からこそ、これらの「諸能力」は、そのように〈適合している〉のである、と〈推理〉することができる。

ハ) こうして、まず第一に、「身体の諸能力」と「心の諸能力」とが、一つには、「すべて」が「総計」されて使用され、二つには、機能が正常であれば、「各人」の〈生命の保存と促進〉とにとって〈適合した諸手段〉である・その〈適合関係〉は、「自然」が定めているものである、言いかえれば、〈第三の「自然」概念〉を〈根拠〉にもつものである、という〈推理〉が成り立つのである。

e) イ) つぎに、第二に、これまで知ったことの中にあるのは、〈第一の「平等」概念〉の〈根拠〉は、〈第二の「平等」概念〉である、ということである。

ロ) しかるに、その〈第二の「平等」概念〉の・さらに〈根拠〉は、後出・IIIで、E. prg. 2 ; L. prg. 1. の吟味から明らかになるように、「賢さ」という「心の能力」における・「あらゆる人間」の「平等」であり、さらにその・「賢さ」の「平等」の〈根拠〉は、やはり〈第三の「自然」概念〉である。

f) であるとする、

イ) i) 〈第三の「自然」概念〉が〈根拠〉となって、「あらゆる人間」の・「賢さ」における「平等」が成り立ち、

ii) その・「賢さ」における「平等」が〈根拠〉となって、〈第二の「平等」概念〉が成り立ち、

iii) この〈第二の「平等」概念〉が〈根拠〉となって、〈第一の「平等」概念〉が成り立つ。

ロ) それゆえ、〈第一の「平等」概念〉は、窮極にあってではあるが、〈第三の「自然」概念〉を〈根拠〉とするものであることは、言うまでもない。

ハ) ホブズが、「自然は、…人間を…平等なものに、造っております」と規定する理由は、上記・ロ) にあるのであって、その「自然」とは、ホブズの〈第三の「自然」概念〉なのである。

g) さて、そこで、今述べたように、〈第一の「平等」概念〉の〈根拠〉は、〈第三の「自然」概念〉である、ということ、この「平等」概念の〈諸要素〉について言うならば、それは、

イ) まず、〈要素〉の一つ——すなわち、「各人」が、「どのような利益」であれ、それを「自分のものであると言い張る」こと——が、「自然」に〈根拠〉をおいている、ということであり、

ロ) さらに、いま一つの〈要素〉——言いかえれば、「各人」が、「どのような利益」であれ、それを、いかなる他人とも「同じ程度で」「自分のものであると言い張る」〈ことができる〉ことの〈根拠〉もまた、〈第二の「平等」概念〉と「賢さ」の「平等」とを仲立ちにして、窮極には、「自然」である、ということである。

ハ) こうして, <第一の「平等」概念> が, 「自然」を <根拠> としている, ということは, この「平等」概念を形づくる <要素> が, 二つながら, <第三の「自然」概念> を <根拠> としていることにほかならない。

h) そこで, 上のところから帰結するのは, もし, <第一の「平等」概念> を形づくる <他の要素> が見出されるとすれば, その <要素> もまた, 「自然」を <根拠> にしている要素のみでなくてはならない, ということである。

なぜなら, そうでなくては, <第一の「平等」概念> が, 「自然」に <根拠> をおくものであることは, ないからである。

i) しかしながら, <第一の「平等」概念> を形づくる <要素> は, 上に見た・二つのものに尽きているように思われる。

はたして, これ以外の <他の要素> が, 見出されうるのであろうか, また, 見出されるとすれば, それは, なにであらうか。

イ) 実は, いま一つの <要素> ・ <第三の要素> があるのである。がしかし, それは, まだ, <第一の「平等」概念> の <要素> として姿を現わしていないだけのことである。

ロ) では, それは, なにであるのか。

i) くりかえせば, <第一の「平等」概念> の <根拠> は, <第二の「平等」概念> であるのであった。

ii) してみると, <第一の「平等」概念> の <要素> としては, まだ姿を現わしてはいないけれども, <第二の「平等」概念> の <要素> であるものの中には, 当然, <第一の「平等」概念> の <要素> として姿を現わすはずのものが, 含まれているはずである。

iii) では, その・ <第二の「平等」概念> を形づくる <要素> は, なにであるのか。

それは, いうまでもなく, 「身体の諸能力」と, 「賢さ」という「心の能力」, および, それ以外の「心の諸能力」を合した「心の諸能力」とが, 一つの <要素> であり, いま一つは, それらの「諸能力」の「総計」という <要素> で

ある。

ハ) そして、ここで、前述・c) を想起すれば、「身体の諸能力」と「心の諸能力」とは、一つには、それらが機能において正常であり、二つには、「総計」されて使用される限りで、前記・d) のように、「自然」が「各人」の〈生命の保存と促進〉とに〈適合させている諸手段〉に属するのであり、その意味で、「自然」に〈根拠〉をもつのであった。

ニ) そして、「総計」されて〈使用される〉・その〈使用される〉ことも、「自然」に〈根拠〉をもつものであって、「人間」に〈根拠〉をおく事柄ではなく、加えて、〈総計されうる〉ことも、「自然」に〈根拠〉をもち、そして、機能が正常であることもまた、「自然」に〈根拠〉をもつものである。

ホ) さて、そうしてみると、求められているもの、すなわち、〈第二の「平等」概念〉の中に含まれており、それゆえ、〈第一の「平等」概念〉の・「自然」を〈根拠〉とする〈要素〉として、姿を現わさざるをえないもの、言い換えれば、前見・g), イ), ロ) の〈二要素〉と結合して、〈第一の「平等」概念〉(「各人」が、「どのような利益」であれ、それを「自分のものである」と言い張る)〈ことができる〉こと)を構成する〈要素〉は、ひとり、「身体の諸能力」と「心の諸能力」とのみであることになる。

なぜなら、この〈第三の要素〉のみが、「自然」に〈根拠〉をおくものであり、したがって、〈第一の「平等」概念〉を形成する・最後の要素でありうるものであり、また、最後の要素でなくてはならないものであるからである。

j) イ) 〈第一の「平等」概念〉とは、「自然」が「人間」を「平等なものに、造っている」という時の・その「平等」を意味するものであった。

ロ) そして、今や、その概念を形づくる・最後の〈要素〉たるべきは、ひとり「身体の諸能力」と「心の諸能力」とのみである。

ハ) こうして、「自然」が「人間」を「平等なものに、造っている」のは、もっぱら、「身体の諸能力と心の諸能力との上で」のみである。

ニ) そして、この〈限定〉の〈根拠〉は、以上に辿ったc) - i) の論理で

ある。

k) 前出・D) に見たとおり, 「各人にたいする・各人の戦争」の〈総原因〉の中には, 「各人」の「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」の「総計」の行使があり, その行使は, 〈第一の「平等」概念〉の・一つの要素, すなわち, 「各人」が, 「どのような利益」であれ, それを「自分のものである」と言い張る」ことを, 目的とするものであった。

してみれば, 「自然」が, 「人間」を「平等なものに, 造っている」のが, もっぱら, 「身体の諸能力と心の諸能力との上で」のみである, ということもまた, 上記の「戦争」の〈総原因〉にとって, 根本となる意義をもつものである。

III

A) さて, では, 〈第一の「平等」概念〉の〈根拠〉である〈第二の「平等」概念〉の・さらに〈根拠〉は, どこにあるであろうか。

a) イ) 前出・II, D), o) に見た・〈第二の「平等」概念〉の例示を注意して読む時に明らかになるのは, 「身体の諸能力」の上での「差異」の〈効果〉を〈消滅させる〉ものは, 「心の諸能力」である, ということである。

なぜなら, 「いちばん体力の弱い者でさえも, [「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」を「総計」しての使用である] 人目にかくれた計略によるか, ないしは, 自分とおなじ・身の危険にさらされている者たちと仲間を組むことによって, いちばん体力の強い者をさえ, 殺してしまう位の・力の強さは, そなえている…」と言われる場合, 「いちばん体力の弱い者でさえも, …いちばん体力の強い者をさえ, 殺してしまう…」とは, もとより, 「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」の「総計」の上での・「各人」と「各人」との間にある「平等」を指すものであるが, しかし, この「平等」は, 「身体の諸能力」の〈強弱〉の「差異」の〈効果〉が, 「総計」にさ

いしても、〈消滅しない〉とするならば、〈体力上の弱者〉が、〈体力上の強者〉を「殺してしまう」、という意味での「平等」には、なりえない。してみれば、上の「平等」が成立するのは、「身体の諸能力」上の「差異」の〈効果〉が、それと「総計」される「心の諸能力」によって〈消滅せしめられる〉ことによるものと、考えなくてはならないからである。

ロ) しかるに、ホブズは、この「心の諸能力」にあっても、人と人との間に「差異」があることを、「ある人が、…ほかの人々より、…まぎれもなく、働きの素早い心をもっている、…ということが、見られる」と表現している。

ハ) してみると、「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「総計」において、両者各々の「差異」を〈消滅〉させて、人間と人間との間を、「平等」ならしめるものは、「心の諸能力」のうちでも、さらに、ある・特定のものでなくてはならない。

b) イ) 予め言えば、かかる「心の能力」が、「賢さ」（ないし「知恵」・「賢明」・「知能」とも呼ばれるもの）であること、そして、「賢さ」において「あらゆる人間」は「平等」であること、を語るのが、E. prg. 2. の前半 (L. prg. 1. の中間部分) である。

ロ) そして、この・「賢さ」という「心の能力」が、「身体の諸能力」と、「賢さ」以外の「心の諸能力」と「総計」される時、「あらゆる人間」に「平等」な「賢さ」が、「身体の諸能力」上の〈差異〉と、「賢さ」を除く・他の「心の諸能力」上の〈差異〉との〈効果〉を、〈消滅させる〉のである。

ハ) それゆえ、「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」の「総計」における・「各人」と「各人」との間の「平等」は、正しく言えば、「身体の諸能力」と、「賢さ」以外の・他の「心の諸能力」と、そして、「賢さ」という「心の能力」との・三者の「総計」における「平等」である。

ニ) こうして、〈第二の「平等」概念〉の〈根拠〉は、「賢さ」における・「あらゆる人間」の「平等」である。

B) ところで, ホブズは, この〈根拠〉として, 「賢さ」という「心の能力」のみをおき, 「科学」という「心の能力」は, かかる〈根拠〉から除外する。

イ) すなわち, ホブズは, こう述べている。

「さて, 今度は, さらに, 心の諸能力をとってみますと, (... ...), 私は, 身体の力の強さよりも, さらに大きな平等を, 人々の間に見いだすのです。それは, なぜかといいますと, 賢さ (Prudence) とは, 経験 (Experience) にほかなりません。それゆえ, あらゆる人間が平等に (equally) 専心する・あの関心事 (those things) にあって, 平等な時間 (equall time) が, 賢さを, あらゆる人間に, 平等に (eqally), 与えるからであるのです」(L. 「それは, なぜかといいますと, 賢さ (prūdēntia) とはすべて, 経験 (experiēntia) から生まれてくるものですし, それゆえ, あらゆる人間が平等に (æquāliter) 専心する・あの関心事 (eae rēs) にあって, 平等な時間のあいだに (æquāli tēmpore), 賢さが, 自然の手で (ā nātārā), あらゆる人間に, 平等に (æquāliter), 分かち与えられるからであるのです」) (Chap. XIII. E. prg. 2, p. 183; L. prg. 1; OL · III. p. 97)。

ロ) そして, 上に省略した「(... ...)」内で語られるのが, 「科学」の〈除外〉である。

「... (ただし, 語を土台とする技術 (arts grounded upon words. 「科学」), とりわけ, どこにでもあてはまる・そして, けっして誤りのない諸規則〔普遍的で・絶対に確実な諸規則。〈論理学〉〕に基づいて進行していく・あの技能 (that skill of proceeding upon generall, and infallible rules) で, 科学 (Science) と呼ばれているものは, ここ〔で言う「心の能力」〕からは除きます。なぜなら, 科学は, ごく僅かな数の人々が, しかも, ごく僅かな数の事柄についてしか, もたないものであるからです。といいますのは, 科学は, 私たちの・生得の能力 (a native faculty), すなわち, 私たちがもって生まれた能力でも, ありませんし, また, (賢さとちがって), それ〔賢さ〕とは別の・あるものに心を留めているあいだに, 獲得される能力でもないからで

す)。…」(loc. cit.)。

では、ホブズが、〈第二の「平等」概念〉の〈根拠〉としての「心の能力」から、「科学」を除く理由は、どこにあるのであろうか。

c) イ) 「科学」については、“*Lev.*” Pt. 1. Chap. V. Of REASON, and SCIENCE. [第五章。理性と科学とについて] の E. prg. 17 ; L. prg. 16 で、つぎのように規定されている。

「上のことによって明らかでありますのは、理性 (Reason) は、外部感覚内容 (Sense) と記憶内容 (Memory) と同じく、私たちに生まれつきのもので (borne with us) ではありませんし、また、賢さ (Prudence) とちがって、経験 (Experience) によって得られるものでもなくて、勤勉 (Industry) によって獲得される、ということであります。その勤勉とは、まず第一に、〔〈事物〉の〈観念〉に〕諸名辞 (Names. 「語」) を、適切に付与する (apt imposing) さいの勤勉でありますし、つぎに、諸名辞を諸要素 (the elements) とし、その諸要素から、諸名辞〔諸要素〕のうちの一つと、もう一つ名辞〔要素〕との連結結合 (Connexion) によってつくられた諸命題 (Assertions. L. prōpositiōnēs) へ、一つの・正しく・秩序立った方法 (a good and orderly Method) を手に入れることによって、(L. 「正しい方法によって」)、進行していく (proceeding) さいの勤勉でありますし、そして、おなじようにして、諸命題のうちの一つと、もう一つの命題との連結結合である複合推論 (Syllogism) へ、進行するさいの勤勉でありますし、この進行は、私たちが、当該の主題にかかわりのある諸名辞の連鎖全体の知識 (a knowledge of all the Consequences of names appertaining to the subject in hand) に到達するまで、つづいていくのです。この知識が、人々が科学と呼ぶものであります」(Chap. V. E. p. 115 ; OL · III. p. 37)。

ロ) この・「科学」の規定は、明らかに、フランシス・ベイコンが、「複合推論 (syllōgismus) は、諸命題 (prōpositiōnēs) から、成り立っておりますし、諸命題は、語 (verba) から、成り立っておりますし、〔「命題」は、「語」

の〈連結〉である), ところで, 語は, 観念 (*nōtiōnēs*) の記号 (*tésserae*) であり符号 (*sīgna*) であるのです」と述べ, 「複合推論」は, かかる「構造と建築物」であるとしていることと, および, しかし, 自らが批判の矢を向けた・「スコラ学者」たちの「複合推論」について, その致命的欠陥を, 「精神そのものもっている観念 (それは, いわば, 言葉の魂でありますし, 上に示した構造と建築物との全体の土台であるのです) が, 不当にも, また, 根拠もなく, 事物から切断された (*ā rēbus abstrāctæ*) 観念で…あるものであったとしますならば, あの構造と建築物とは, ことごとく, 崩れ落ちてしまうのです」(『〔諸科学の〕大革新』(“*Instaurātio Māgna [Scientiārum]*.” London, 1620. 「本書の配分 (*Distribūtio Ōperis*)」. BW. Vol. I. p. 136) と述べているところとを, ホブズが念頭においた規定であることは, 確かである。

i) たとえば, 「太陽」という「自然物体」(*cōrpus nātūrāle*. これを, ベイコンは, また「事物 (*rēs*)」とも呼ぶ) は, 他の「自然物体」に働きかけて, 〈加熱〔温度の上昇=熱感の強化〕〉, 〈膨張〉, 〈燃焼〉, 〈変質〉等の「効果」を「産出」する「働き」・「運動」を, 「産出」する。かかる「効果」が, 「熱」である。

ii) そして, たとえば「熱」が, 上記の「効果」を「産出」するさいに, 「産出」の「働き」・「運動」が, その「力にしたがう」のが, 「法則 (*lēx*) [〈産出法則〉]」である。ベイコンにあっては, 「法則」と「本質 (*fōrma*)」とは, 同一であって, これが, ベイコンの「自然」概念の一つをなす (いま一つの「自然」概念は, 「自然物体」ないし「事物」である)。

iii) そして, 前者の概念の「自然」——すなわち, 後者の「自然」が「効果」を「産出」する「働き」・「運動」を, その「力にしたがって」「産出」する「法則」・「本質」——の「探究」・「発見」・「究明」が, ベイコンによって, たとえば「熱」の「自然の解明 (*Interpretātio Nātūræ*)」ないし「科学 (*Sciēntia*)」と呼ばれるものである。

iv) さて、ベイコンは、「実験」をもって「補強」・「補正」された「経験的能力」(〈外部感覚能力〉)によってえられた「外部感覚内容」(〈観察内容〉)を、上の「効果」の観点から、「大気」、「水蒸気」、「気体」、「物体一般」、「鉱物」、「植物」、「動物」、「植物油」、「酒精分」、「香料」など、総計「二十七」の「諸事例」にわたり、精密に〈記述〉し、その〈記述〉を〈集積〉して、「熱」についての一つの「実験史」をつくり上げる(以上、『〔諸科学の〕大革新』。『第二部。新オルガノン〔新論理学〕。——自然の解明〔〔自然〕科学〕と、人間による〔自然の〕支配とについての諸命題』。「第二編」・「命題・第一—第十九」。BW. Vol. I. pp. 236—261)。

v) そして、この「実験史」の終る地点から、「実験史」に基づいて、「熱の本質〔法則〕」(すなわち、一つの「自然の解明」)を告げる「自然史」——「理性的能力」による〈判断命題〉の〈記述〉と、〈記述〉の〈集積〉と——が、開始される。

すなわち、ベイコンは、言う。

vi) 「〔これまでに記述された〕諸事例の総体と個別とに基づきますと、熱として規定される自然〔他の「自然物体」の〈加熱〉・〈膨張〉・〈燃焼〉・〈変質〉等の「効果」を「産出」する・その「働き」・「運動」が、その「力にしたがって」「産出」される「法則」。「熱」の「法則」。〕は、運動(Môtus)である、と考えられるのです。このことは、一つには、炎にあって、もっとも明白であります。なぜなら、炎は、絶えず運動するからです。しかしまた、熱せられ・沸騰する液体にあって、明白であります。なぜなら、これもまた、絶え間なく運動するからです。さらに、これが明白でありますのは、…。逆に、火と熱とが、あらゆる・強力な抑圧によって吹き消される、という点にも、このことは明白であります。なぜなら、この抑圧は、運動を抑止させ、停止させるからです」(『〔諸科学の〕大革新』。『第二部』。「第二編」・「命題・第二〇」。BW. Vol. I. pp. 261—262)。

ロ) ここで、ホブズに即して言えば、

i) ある「自然物体」が他の「自然物体」にたいして「産出」する「効果」(〈加熱〉, 〈膨張〉, 〈燃焼〉, 〈変質〉等)——ベイコンの表現にしたがえば, 「炎」, 熱せられた液体の「沸騰」, 「力の強い抑圧」によって「吹き消される」 「火と熱」——は, もともと, 「外部感覚内容」から形づくられる・それぞれの「観念」である。

そして, その「観念」に, これを〈表示〉する「記号」・「符号」として, 「名辞」を「付与」することが, 「科学」の第一歩であり, 今の場合, かかる「名辞」が, 「熱」である。

ii) しかし, 上記の「外部感覚内容」から同時に形づくられる・いま一つの「観念」がある。

すなわち——「炎は, 絶えず運動する」。「熱せられ・沸騰する液体」もまた, 「絶え間なく運動する」。「火と熱とが, あらゆる強力な抑圧によって, 吹き消される」——こうした「外部感覚内容」からえられる・また一つの「観念」を〈表示〉する「記号」・「符号」として「付与」された「名辞」が, 「運動」である。

iii) そして, 「熱」の「観念」と「運動」の「観念」との〈連結〉が, それらの「名辞」の〈連結〉に, 移行する。

ハ) ところで, ホブズは, 「科学」を「獲得」する「勤勉とは, まず第一に, [〈事物〉の〈観念〉に] 諸名辞を, 適切に付与するさいの勤勉である」(原文は, '…Industry…in apt imposing of Names'), と述べていた。

しかし, ここに言われる「適切に」とは, いかなる意味であるのか。

「名辞」・「語」としての「熱」・「運動」は, 「熱」・「運動」, 「ねつ」・「うんどう」, 「ネツ」・「ウンドウ」という〈視覚内容〉であるにすぎず, あるいは, [netsu], [undow] という〈聴覚内容〉であるにすぎない。

かかる〈外部感覚内容〉としての「名辞」・「語」は, 「言葉の魂」(ベイコン) である・心の内部にあるものとしての「観念」にとっては, 全く偶然の

「記号」・「符号」であり、両者の間には、もともと、〈適切性〉というものは、存在しないのである。

「熱」の「観念」を〈表示〉するのにも、別に「ネツ」でなければならぬことはなく、「ロツ」であってよいのであり、「運動」の「観念」を〈表示〉するにも、なにも「ウンドウ」でなくてかまわない、「ヤンドウ」であってよいのである。

なぜなら、「外部感覚内容」から形づくられた「観念」は、けっして、「人間」が〈つくったもの〉ではありえないが、「名辞」・「語」は、後出・D), b)に見るとおり、ホブズが、“Lev.” Pt. I. Chap. IV. Of SPEECH (言葉について)の中で言うように、「人間」の「発明 (the invention)」にかかるものにほかならないからである。

「名辞」・「語」と「観念」との間にある、[・][・][・][・][・][・] と思込まれている〈適切性〉は、その実、〈社会的約束〉、〈慣行〉、識字の〈教授・学習〉等が捏造したものにほかならない。

このようにして、上記の両者の間には、本来、〈適切性〉などが存在するはずがないとするならば、ホブズが、「名辞を、適切に付与する」とするさいの〈適切性〉は、ベイコンが、スコラ学派を批判したさいに述べているように、「観念」は、〈事物から切断されてはならない〉、言いかえれば、「外部感覚能力」を宿す「外部感覚発官」に働きかけて「外部感覚内容」を生み出す「事物」から〈切断されてはならない〉、すなわち、「観念」は、あくまで「外部感覚内容」から形づくられるべきである、そして、それゆえ、「名辞」・「語」も、「外部感覚内容」と、したがって、「事物」とから〈切断されていない〉「観念」の「記号」・「符号」たるべきである、というのが、「名辞を、適切に付与する」こと（「科学」の第一歩）の意味である、と解するほかはない。

だがしかし、それにしても、さきにも述べたとおり、「観念」と「記号」・

「符号」たる「名辞」・「語」との間には、もともと、〈適切性〉なるものは、存在しないのである。

ということは、「観念」は、〈事物から切断されていない〉ことは、ありうるが、「人間」の「発明」にかかる「名辞」・「語」は、つねに必ず、「事物から切断されている」、ということである。

のちにD)に述べるとおり、「科学」の〈生命〉は、「名辞」・「語」, 「名辞」・「語」の〈連結〉たる「言葉」をもってする〈記述〉の中にこそ、ある。

してみると、「科学」は、その〈生命〉において、「事物から切断されている」ものであらざるをえないのである。

二) さて、「炎」が与える「外部感覚内容」からも、「熱せられて・沸騰する液体」の「外部感覚内容」からも、「火と熱」とが、「強力な抑圧によって、吹き消される」という「外部感覚内容」からも、ひとしく、「熱」の「観念」と「運動」の「観念」との〈連結〉がえられ、それぞれの「観念」を〈表示〉する・「熱」と「運動」という「名辞」・「語」の〈連結〉がえられた。

ところで、ベイコンは、言う。「…諸科学にとりまして必要不可欠でありますのは、経験〔「実験」による「外部感覚内容」・〈観察内容〉の〈記述〉の〈集積〉。すなわち「実験史」〕を、分解し、分離し、正当な排除と廃棄とをへて、必然に結論を下す・そうした帰納 (Inductio) の手続き〔方法〕であるのです」(「本書の配分」。BW. Vol. I. p. 137)。

「炎」の「外部感覚内容」が与えるのは、「熱」の「観念」と、「運動」の「観念」との〈連結〉と、そして、「炎」という・〈燃焼〉の・個別的な「観念」とが、一体化したものである。「熱せられて・沸騰する液体」という「外部感覚内容」が与えるのもまた、「熱」の「観念」と「運動」の「観念」との〈連結〉と、そして、「液体」の「沸騰」という・個別的な「観念」との一体化である。「火と熱」とが、「強力な抑圧によって、吹き消される」という「外部感覚内容」が与えるのは、「熱」の「観念」と〈強力な抑圧によって抑止・停止〉される「運動」の「観念」との〈連結〉である。

さて、ここで、これまで「実験史」を構成してきた「経験的能力〔外部感覚能力〕」に代って、〈判断〉をつかさどる「理性的能力」が登場し、〈判断内容〉を形成し、〈判断命題〉を創出しようとする時、「理性的能力」は、〈連結〉している・「熱」の「観念」と「運動」の「観念」と、それ以外の「観念」とを、「分解し、分離」し、後者の「観念」を「排除し廃棄」する。

そして、上記の「観念」の〈連結〉の・「名辞」・「語」の〈連結〉への移行によって立ち現われるのが、前記・イ), vi) に見た・「〔これまでに記述された〕諸事例の総体と個別とに基づきますと、熱として規定される自然〔「熱」の「法則」〕は、運動である…」という〈判断命題〉である。

この〈判断命題〉は、「熱」と「運動」という・二つの「観念」の〈連結〉を、「名辞」・「語」の〈連結〉として〈記述〉したものである。

あるいは、ホブズに即して言えば、

「熱」の「自然」・「法則」からすれば、〈熱は、運動である〉、という〈判断命題〉は、「熱」という「名辞」・「語」と、「運動」という「名辞」・「語」とを、それぞれ「要素」とし、それらの「要素」から、「名辞のうちの一つ(「熱」と、もう一つの名辞(「運動」と)の「連結結合」(〈熱は、運動である〉)、という「命題」へ、「進行する」ことであるし、そして、その「進行」は、(ベイコンにあっては)自ら「新論理学 (Nóvum Órganum)」と呼ぶ「帰納の手続き」という「一つの・正しく・秩序立った方法」によって、担われているのである。

ホ) まさに、この経緯が、ホブズによって、「科学」を「獲得」する「勤勉」は、「つぎに、諸名辞を諸要素とし、その諸要素から、諸名辞のうちの一つと、もう一つの名辞〔要素〕との連結結合によってつくられた諸命題へ、一つの・正しく・秩序立った方法を手に入れることによって、進行するさいの勤勉」である、と述べられているのである。

へ) しかしながら、〈熱は、運動である〉という〈判断命題〉(ベイコンは、これを、「結論」とも、「公理」とも呼ぶ)は、「実験史」を構成する「外部感

覚内容」から、いわば生まれ出たばかりのものであり、ベイコンの言う「知の・個別の領域」に、いまだ留っているものである。

それゆえ、前見の・最初の「公理」は、「もっとも普遍的な公理」たることへ向かって、上昇・進捗せざるをえない。

この消息を、ベイコンは、こう言う。「…諸公理は、切れ目なく、かつ、段階を追って、高められていくものでありまして、その結果、最後に至って初めて、もっとも普遍的な公理に、到達するのであります」(「本書の配分」。BW. Vol. I. pp. 136-137)。

へ) ベイコンにあっての・この・最初の「公理」が、「最後に至って初めて、もっとも普遍的な公理に到達する」・その〈上昇過程〉が、(本稿では、記述を省略するけれども)、「実験史」を顧みながら行なわれる・最初の「公理」の・いくつかの「限定」を内容とする諸「小命題」の〈連結〉が、「もっとも普遍的な公理」たる「大命題」に〈連結〉する「複合推論」としての「自然史」である。

そして、かかる〈上昇過程〉が、ホブズが、「科学」を「獲得」する「勤勉」として、「…そして、おなじようにして、諸命題のうちの一つと、もう一つの命題との連結結合である複合推論へ、進行するさいの勤勉」である、と述べているものに相当するのである。

その証拠には、ベイコンは、少なくとも「熱」については、〈判断命題〉の〈連結〉たる「自然史」が「もっとも普遍的な公理」に到達し、「帰納」が完成したものとしての・「熱の本質」〔「法則」。「自然」〕についての基本的解明と名づけるものを、つぎのように、記述しているからである。

「…熱の本質、ないしは、熱の・真実の定義(もちろん、ただ外部感覚内容にのみかかわるものではなくて〔外部感覚内容である〈熱感〉だけの定義ではなく、の意〕、普遍の秩序の中での熱の定義〔自然物体が、他の自然物体にたいして行なう「働き」・「効果」としての熱の定義、の意〕は、…つぎのものであります。すなわち、熱とは、膨張する運動であり、おしとどめられ

た運動であり、〔自然物体の〕あらゆる小部分をへて突き進む運動であります。ところで、膨張は、限定をうけます。すなわち、回流をなして膨張しながら、しかし、かなり上方へ向かうものである、と。しかし、あの・部分をへて突き進むこともまた、限定をうけます。突き進むことは、さらさら力を伴わないものではなくて、若干の衝撃によっても励起されるものである、と」（「第二編」・「命題・第二〇」。BW. Lol. I. p. 266）。

ト) 上記の・「熱の本質についての基本的解明」（「複合推論」）の〈記述〉、すなわち、「自然物体」が「熱」という「効果」を「産出」する「働き」・「運動」が、その「力にしたがって」「産出」される「法則」（「自然」）の「探究」・「発見」・「究明」の〈記述〉——この中にこそ、（「熱」についての）「自然の解明」すなわち「科学」の〈生命〉があるのである。

チ) ホブズは、最後に、「この進行は、私たちが、当該主題〔ペイコンにあってならば、「熱」の「自然」=「法則」〕にかかわりのある諸名辞の連鎖全体の知識に到達するまで、つづいていくのです。この知識が、人が科学と呼ぶものであります」（L. 「このことは、連鎖をなす・あらゆる名辞の認識に到達するまでつづくのですが、この・連鎖をなす・あらゆる名辞が、科学に属するのであります」）（Chap. V. E. prg. 17, p. 115 ; L. prg. 16, OL・III. p. 37）、と言うさいの「連鎖をなす・あらゆる名辞」といっても、もとより、それは、〈判断命題〉なり「複合推論」なりを構成するものとして、である。

ホブズによる・「科学」の規定の・この部分は、おそらく、ペイコンが、たとえば「熱」について、「二十七」という〈限られた〉「諸事例」に基づいて「実験史」を〈記述〉し、その・いわば〈局限〉された「実験史」の上に〈判断命題〉・「複合推論」としての「自然史」を〈記述〉した・その・「自然の解明」・「科学」の〈局限性〉にたいして、ホブズが、「科学」とは、「実験史」ならびに「自然史」は、能うる限りでの〈完成〉、〈極限〉までの〈完結〉に迫るべきことを、語っているもの、と見るべきであろう。

D) a) イ) さて, 以上に見てきたところからすれば,

「科学」は, 「事物」(「自然物体」)によって生起した「外部感覚内容」から形づくられた「観念」と, そして, 「観念」の〈連結〉とを基礎にするものでなければならず, それゆえ, 〈事物から切断されてはならない〉ものであるとはいえ, しかし, 「科学」の〈生命〉は, 「名辞」・「語」, および, 「名辞」・「語」の〈連結〉たる「言葉」をもってする〈記述〉にこそ, ある。

そして, 「科学」の〈生命〉が, 上のところにあることを, “*Lev.*” Chap. XIII. E. prg. 2, L. prg. 1 は, 「科学」は, 「語を土台とする技術」であり, 「どこにでもあてはまる・そして, けっして誤りのない諸規則〔「方法」としての〈論理学〉〕に基づいて進行していく・あの技能」である, と表現しているのである。

ロ) それゆえ, 「科学」の〈生命〉は, 「観念」と, 「観念」の〈連結〉とを, 「名辞」と, 諸「名辞」の・「方法」による「連結結合」としての「命題」と, 諸「命題」としての「複合推論」と, 「知識」の対象となるべき・「名辞」の「連鎖全体」とへ, 〈移行〉させるところにある。

すなわち, “*Lev.*” Pt. I. OF MAN. Chap. IV. Of SPEECH. (言葉について)での表現をもってすれば, 「心の進行 (Mentall Discourse. L. *díscursus mentālis*)」を, 「言葉の進行 (Verbal [Discourse]. L. [*díscursus*] *verbālis*)」へ, 「転換させること (to transferre. L. *convérsio*.)」, ないしは, 「私たちの思考内容の連結 (the Trayne of our Thoughts. L. *sériēs cōgitiōnum nostrārum*)」を, 「語の連結 (a Trayne of Words. L. *sériēs verbōrum*)」へ, 「転換させること」に, あるのである (Chap. IV. E. prg. 3, p. 101 ; L. prg. 3, OL. III. p. 22)。

ハ) しかしながら, 「科学」の〈本領〉が, 上に述べた〈記述〉の中にある, ということは, 前記・C), ハ)の理由によって, スコラ学の「論理学」(ベイコンが「弁証論」と呼ぶもの)にあつて, 「命題」を構成する「言葉」の「魂」たる「観念」が, 「事物から切断されている」のに似て, 「科学」もまた, 「事

物から切断されている」ことである。

b) イ) さらに重大なことは、「諸名辞」も、それらの「連結結合」も、「言葉(Speech)」であり、しかし、「言葉」は、それが、「あらゆる発明のうちで、いちばん高貴なものであり・役に立つもの」であるにしても、あくまで、「文字(Letters)」とともに、人間の「発明(the invention)」にかかるものにほかならない、ということである(Chap. IV. Of SPEECH. prg. 1, E. p. 100 ; L. prg. 1, OL・III. p. 21)。

ロ) すなわち、人間の「発明」にかかる「言葉」たる「名辞」, 「諸名辞」の「連結結合」たる「命題」, 「諸命題」の「連結結合」たる「複合推論」を〈生命〉とする「科学」が、「自然」が「各人」の〈生命の保存と促進〉とに〈適合させている諸手段〉に属することは、ありえない、ということである。かかる〈諸手段〉に属するものは、ひとり「事物」のみである(後出・8)で、「賢さ」について知られるように)。

ハ) であるとすれば、「科学」は、一つの「心の能力」であるとしても、それが、「語を土台」とし、語の「進行」の中に成り立つものである以上、「自然」が「各人」の〈生命の保存と促進〉とに〈適合させている諸手段〉にかかわる「心の能力」であることは、できないのである。

ニ) Chap. XIII. に言われていたように、「科学」が、「ごく僅かな数の人々が、しかも、ごく僅かな数の事柄についてしか、もたないものである」のは、この理由による。

c) イ) さらに、上記・b), イ), ロ), ハ)に加えて、「科学」という「心の能力」は、人間の「生得の能力」では「ない」のであり、人間が「もって生まれた能力」でも「ない」のであって(Chap. XIII.), それゆえ、「勤勉によって、獲得される」(Chap. V.)ほかないもの、すなわち、「研究(stúdium)をまたずには、獲得されない」(Chap. XIII. L. prg. 1. OL・III. p. 97) のが、「科学」である。

ロ) しかし、このことは、「科学」という「心の能力」を「獲得」する〈機

会) と, 「研究」・「勤勉」にあてる「時間」とは, 「各人」にとって〈不平等〉である, ということ語るものであり, すなわち, この「心の能力」は, 「各人」が「平等」に「獲得」することが〈できない能力〉であることを示しているものである。

ハ) このこともまた, 「科学」は, 「自然」が「各人」の〈生命の保存と促進〉とに「平等」に〈適合させている諸手段〉にかかわる「心の能力」ではないことを, 物語っている。

d) ホブズが, 〈第二の「平等」概念〉の〈根拠〉たりうる「心の能力」から, 「科学」は「除きます」, とした理由は, 以上に述べたところにある, としなければならない。

E) a) ところが, すでに知ったところでは, 「科学」が, 「研究 (stúdiūm)」ないし「勤勉 (Industry. L. indústriā)」によって「獲得される」・「心の能力」であるのにひきかえ, 「経験 (Experience. L. experiéntiā)」によってえられる・「心の能力」に, 「賢さ (Prudence. L. prúdentia)」があった (Chap. V. E. prg. 17. p. 115 ; L. prg. 16. OL · III. p. 37)。

b) イ) この「賢さ」は, あらためて, “Lev.” Pt. I. Chap. 8. Of the VERTUES commonly called INTELLECTUAL ; and their contrary DEFECTS. [ふつう叡知的と呼ばれている諸力について。および, それらとは反対の欠陥について] の E. prg. 11, L. prg. 10 に, つぎのように規定されている。

「ある目標を心に抱いて (has a designe in hand) 数々の事物を涉獵し (running over a multitude of things), それらの事物が, どのように, その目標に役立つのか (how they conduce to that designe), ないしは, それらの事物が, どの目標に役立つことができるのか (what designe they may conduce unto) に, 心を注ぐ (observes) ・ある人間の思考力 (thoughts) が [E. 原文ニハ, 述語脱落] 時, もし, その人間の・心の注ぎ方が, 安易なも

のではなく、すなわち、非凡なものであるのであれば (if), その人間の・こうした知能 (wit) が、賢さ (PRUDENCE) と呼ばれるのです」(L. 「ある人が、ある目的を心に抱いて (cum fine aliquo sibi propositō), 数々の事物を涉猟し (multitudinem rerum percurrens), それらの事物が、どのように、自分の目的に役立つのか (quomodo eae res ad finem suum conducant), ないしは、それらの事物が、どの目的に役立つことができるのか (cui fini inservire possint) に、敏速に (celeriter) 心に向ける (animadvertit) 場合には (quandō), その人間の知能 (ingenium) は、卓抜な知能 (bonum [ingenium] = prudentia. 「賢さ」) と呼ばれるのです」(傍点は、引用者。E. pp. 137-138 ; OL · III. p. 57)。

ロ) そして、つづけて、こう言われる。

「こうした知能は、〔その目標に役立つ点で〕似通った事物と、似通った事物の帰結と〔その目標に役立ったか否か、どの目標に役立ったのか〕についての・これまでの・豊かな経験と記憶内容 (much Experience, and Memory of the like things, and their consequences heretofore. (L. 「似通った・数多くの事物と、似通った・数多くの帰結との経験と記憶内容と (experientia et memoria rerum multarum similium cum similibus consequentiis.)) に、左右される (dependeth. L. dependet) ものなのであります」(loc. cit.)。

c) イ) 上の規定によれば、「賢さ」とは、まず第一に、〈判断力〉を伴う「思考力」・「知能」、すなわち〈理能力〉に、担われており、そして、その〈理能力〉の機能は、当該「目標」に照らしての・「数々の事物」の「涉猟」の間に、その「目標」すなわち「目的」に、その「数々の事物が、どのように、役立つのか」、ないしは、「どの目標に、役立つことができるのか」——言いかえれば、「目的」にたいする・〈手段〉の〈適合性〉の〈判断〉——に、「心を注ぐ」・「心に向ける」、というところにあるものであり、

そして、第二に、かかる〈理能力〉が、上記の〈判断〉にさいし、自らが「涉猟」しつつある「事物」を、「これまでの・豊かな経験と記憶内容」と

の中にある・当該「目的」にたいし, かつて〈適合性〉を示した「事物」(すなわち「似通った事物」と, その「似通った事物の帰結」とに, 〈照合〉・〈比較〉することによって, その〈判断〉の〈厳格と敏速〉・「非凡」をえる, というところに, 「賢さ」が成り立つのである。——

ロ) くりかえせば, この場合の「思考力」・「知能」とは, 「目的」にたいする・〈手段〉である「事物」の〈適合性〉を, 〈判断〉するものとしての〈理性能力〉である。

ハ) したがって, この点において, まず, 「賢さ」は, それの〈生命〉において「事物から切断されている」ところの「科学」とは, 決定的に異なる。

ニ) そして, この〈適合性〉の〈判断〉に「心を注ぐ」・「心を向ける」ことが, Chap. XIII. にあっては, 「人間」が「あの関心事」に「専心する」, あるいは, 「それ〔賢さ〕とは別の・あるものに心を留めている」, と表現されているのである。

F) だが, 問題は, いうまでもなく, 「賢さ」が成立することの〈条件〉——想起すれば, 「その人間の・心の注ぎ方が, 安易なものではなく, すなわち, 非凡なものであるのであれば (if)」, ないしは, 「ある人が, …敏速に心に向ける場合には (quándō)」という〈条件〉——は, 〈いかにして存在しうるか〉, にある。

イ) それは, 「自然」が, 「平等」に「各人」に向かい, 〈第二の行動命令〉を発していることによって, である, としなければならない。

なぜなら,

i) 「自然」が, 「平等」に「各人」にたいして, 〈自らの生命の保存と促進に, 諸手段を適合させよ〉という〈第二の行動命令〉を発している時, 〈諸手段を適合させる〉ことのうち, 〈適合させる〉ことが, 「各人」の抱く「ある目標」・「目的」であり,

ii) 〈諸手段〉は, 「各人」が, この「目標」に照らして「涉獵」すべき「数々の事物」である。

iii) しかも、この場合、「目標」は、「自然」が発する〈行動命令〉から生まれるものである以上、「各人」の「思考力」・「知能」・〈理性能力〉が、この「目標」(〈自らの生命の保存と促進〉)とに〈適合させる〉という「目的」に照しつつ、「数々の事物」を「渉獵」することは、〈必然〉のことであり、

iv) また、「各人」の「思考力」が、「それらの事物」が、少なくとも「どのように、この目標に役立つのか」に、すなわち〈適合性〉にかかわる〈判断〉に、「心を注ぎ」・「心を向け」・「専心する」こともまた、〈必然〉である。

v) しかも、〈諸手段を適合させる〉ことが、〈生命の保存と促進〉とにたいするものであり、すなわち、生死を分け、健康か疾病かをかけたものである以上、あの「目標」にたいする・〈諸手段〉である「事物」の〈適合性〉の〈判断〉に「心を注ぎ」・「心を向け」・「専心する」ことが、「安易な」ものでありうるはずはなく、〈厳格・かつ敏速〉なもの・「非凡なもの」であることもまた、〈必然〉である。

vi) そして、「思考力」・「知能」・〈理性能力〉の・かかる・「安易」ならざる・〈厳格・敏速〉な〈判断〉の「非凡」が、「賢さ」であるのであったから、「各人」の〈生命の保存と促進〉とに〈諸手段を適合させよ〉という・「自然」が発する〈第二の行動命令〉によってこそ、もつとも完全に、「賢さ」が「生まれ」うることになるからである。

vii) してみれば、その「賢さ」そのものが、「各人」の〈生命の保存と促進〉とにとって、〈もつとも適合した手段〉の一つたる「心の能力」である。

viii) 以上のようにして、「賢さ」は、それが、「各人」の〈生命の保存と促進〉という・「自然」の「目的」にたいする・〈諸手段〉の〈適合性〉の〈判断〉にかかわる「心の能力」である点においてもまた、この「目的」にかかわりをもたぬ「心の能力」としての「科学」と、決定的な相違をもつ。

G) a) イ) ところで、くりかえせば、Chap. XIII. には、つぎのように語られていた。

「…賢さとは、経験にほかなりません。それゆえ、あらゆる人間が平等に専心する・あの関心事にあって、平等な時間が、賢さを、あらゆる人間に、平等に、与える…のです」(L.「…賢さとはすべて、経験から生まれてくるものですし、それゆえ、あらゆる人間が平等に専心する・あの関心事にあって、平等な時間のあいだに、賢さが、自然の手で、あらゆる人間に、平等に、分かち与えられる…のです」)。

「賢さとは、経験にほかならない」のであり、あるいは、「賢さとは、すべて、経験から生まれてくる」のである。

ロ) そしてまた、Chap. VIII.によれば、「賢さ」は、「涉獵」される「数々の事物」に「似通った事物と、似通った事物の帰結とについての・これまでの・豊かな経験と記憶内容とに、左右されるもの」であるのであった。

b) ならば、ここに言われる「経験」とは、そして「記憶内容」とは、なにであるのか。

イ) “EoL”. Pt. I. Chap. 2, ならびに, “Lev.” Pt. I. OF MAN. Chap. I. Of SENSE (外部感覚内容について), および, Chap. II. Of IMAGINATION (心像について) の叙述に照らせば,

i) まず、「外部感覚内容」とは、「外部にある」・「運動」する「物体」の「外部感覚器官」への「作用」・〈外部運動〉が、「神経」を伝わり、「脳髄」、「心臓」にまでつづいていく〈内部運動〉となり、これが、「心臓」によって撥ね返されて、再び「神経」をへて、最初に〈外部運動〉がはいってきた「外部感覚器官」に「現出」する・〈外部＝, 内部運動〉の「現出像」である。

ii) しかし、かかるものとしての「外部感覚内容」は、つぎつぎに新しく生まれてくるところから、これまで存在している「外部感覚内容」は、新たに生まれてきた「外部感覚内容」(「現出像」)によって、蔽われ、色褪せていく。

iii) その・「滅びていく外部感覚内容 (decaying sense)」が、「心像 (Imagination)」である。(L. 「心像 (imāginātio) とは、消え去っていく外部感覚

作用 (sénsio dēfíciēns), ないしは, 薄らぎ・うつろい去っていく現出像 (phāntasma dīlūtum et ēvānidum) 以外のなにものでもありません」(Lev. Chap. II. E. prg. 2, p. 88; L. prg. 2, OL・III. p. 8)。

iv) そして, ついで, こう言われる。

「私たちが, その事柄自体の方を (と言いますのは, 現出像そのものの方を), 表現したい場合には, この・滅びていく外部感覚内容を, …私たちは, 心像と呼びます。がしかし, 私たちが, その滅びの方を, 表現したい場合, すなわち, 外部感覚内容が衰えていき・古び・過ぎ去っていくことの方を, 表示したい場合には, その外部感覚内容は, 記憶内容 (Memory) と, 呼ばれるのです。したがって, 心像と記憶内容とは, 一つのものにはほかなりません…」。(傍点は, 原文イタリック。E. prg. 3. p. 89; L. prg. 3. OL・III. p. 9)。

v) その上で語られるのが, 「経験」とは, なにか, である。

「豊かな記憶内容, すなわち, 数多くの事物の記憶内容が, 経験 (Experience. L. experiēntia) と呼ばれるのです」(loc. cit.)。

c) 上見の規定にしたがえば, 「経験」とは, 「数多くの事物の記憶内容」, 言いかえると, 「数多くの」「物体」が残した・「数多くの」・「衰えていき・古び・過ぎ去っていく」「外部感覚内容」の〈豊富な集積〉にほかならない。

d) イ) しかしながら, かかるものとしての「経験」(ないし「記憶内容」) は, それが, たとえ, いかに「豊か」であるにもせよ, 「賢さ」が「生まれる」ことを「左右」するところの「経験」と「記憶内容」とであることは, ありえない。

ロ) なぜなら, 前述・E), c), イ), ロ)のとおり, 「賢さ」たりうる〈理性能力〉は, 「目的」にたいする・〈手段〉たる「事物」の〈適合性〉の〈判断〉の〈厳格と敏速〉とをうるためにこそ, 自らがいま「涉獵」しつつある「事物」を, 「これまでの・豊かな経験と記憶内容」の中にあるもの——当該「目的」にかつて〈適合性〉を示した「事物」(「似通った事物」と, 「似通った事物の帰結」——とに, 〈照合〉・〈比較〉するのであって, こうして, 〈適合

性)の〈判断〉が要点である以上、「賢さ」が「生まれる」のを「左右」する。「これまでの・豊かな経験と記憶内容」とが, Chap. II. に示されるような・たんなる「外部感覚内容」の「薄らぎ」としての「記憶内容」の「豊かさ」にすぎぬ「経験」と同一のものであるはずは、ないからである。

e) イ) 「経験 (Experience. L. *experientia*)」とは, *ἐκπειράσθαι* (〈ἐκ+πειράσθαι〉) に由来し, 本来は, 〈アルコトヲ試ミテ〉ないしは〈アル試ミニアツテ〉, 〈アル事柄ヲ見イダス〉の意である。

ロ) この・〈試ミル〉ことの中には, 「目標」・「目的」にたいする・〈手段〉の〈適合性〉の〈判断〉を求めて, かつて〈適合性〉を示した「似通った事物と, 似通った事物の帰結」とに〈比較〉・〈照合〉しつつ, 「数々の事物を涉猟」する間に, 「心を注ぎ」・「心を向け」・「専心する」ことが, もとより含まれるのであり, そして, 〈見出す〉事柄のうちには, いうまでもなく, 〈適合性〉の〈判断〉が, 属しうるのである。——とりわけて, 「自然」が発する〈第二の行動命令〉のもとにあっては——。

ハ) そして, かかる〈判断〉を内包した「経験」ないし「記憶内容」の「豊かさ」であってこそ初めて, Chap. VIII. に言われるとおり, 「目的」にたいする・〈手段〉の〈適合性〉にかかわる〈判断〉に〈注がれ〉・〈向けられ〉・〈専心される〉「思考力」・「知能」・〈理性能力〉の〈厳格と敏速〉・「非凡」, とりもなおさず「賢さ」が「生まれる」のを, 「左右」するところの・「似通った事物と, 似通った事物の帰結」とについての・これまでの・豊かな経験と記憶内容」たるにたえるのである。

ニ) それゆえ, Chap. XIII. にあっても, 「賢さとは, 経験にほかならない」, 「賢さとは, すべて, 経験から生まれてくる」, と言われるさいの「経験」は, Chap. II. に規定されている「経験」ではなく, 一つには, 上記・e), イ) の意味の「経験」でなくてはならない。

H) a) さて, 前出・E), d), イ) のように, 「賢さ」という「心の能力」は, 「各人」の「思考力」・「知能」・〈理性能力〉が, 「これまでの・豊かな経

験と記憶内容」とに支えられながら、〈各人自らの生命の保存と促進〉という「目標」・「目的」にたいする・〈諸手段〉の〈適合性〉の〈判断〉に向けられるところから、すなわち、「各人」が、その〈判断〉に、「心を注ぎ」・「心を向け」・「専心する」ところから、もっとも完全に、「生まれてくる」のであって、「賢さ」自体を「獲得」しようとする「勤勉」によって、「獲得」されるものではない。

b) ところで、このように「心を注ぎ」・「心を向け」・「専心する」各人は、「似通った事物と、似通った事物の帰結とについての・これまでの・豊かな経験と記憶内容」と〈比較〉・〈照合〉しながら、「数々の事物を涉獵する」という〈試ミ〉によって、(〈厳格・敏速に〉ではあるが)、ある〈判断内容〉を〈見出す〉、という結果に到達するものであるとすれば、前見の「経験」の原義にしたがって、この「心を注ぐ」こと・「心を向ける」こと・「専心する」こと自体もまた、「賢さとは、経験にほかならない」、「賢さとはすべて、経験から生まれてくる」、と言われる場合の「経験」の「いま一つのものである」。

c) このように、「賢さ」が、「賢さ」自体を「獲得」しようとする「勤勉」から、ではなく、上の意味での「経験」から、「生まれてくる」ことを、ホブズは、Chap. XIII. で、「賢さ」は、「ある〔「賢さ」とは〕別の事物に心を留めている間に、獲得される…」と言うのである (E. prg. 2. p. 183 ; L. prg. 1. OL・III. p. 97)。

I) さて、そうであるとすれば、「心の能力」の一つである「賢さ」は、「科学」が、「科学」そのものを「研究することによって」のみ、ないしは、「勤勉によって」のみ、「獲得」されうるのとはまったく異なって、一つには、「獲得」しようとして「獲得」されるものでもなく、また、二つには、「獲得」しようとしなくても、「各人」が、「賢さとは別のもの」、すなわち、〈自らの生命の保存と促進〉という「目的」と、その〈諸手段〉との〈適合性〉の〈判断〉にかかわる「経験」(「心を注ぐ」こと・「心を向ける」こと・「専心する」

こと)の「あいだに」, その「経験」の〈思わざる結果〉として, 「生まれてくる」ものである, としなければならない。

J) イ)ところが, 前述・E), d), イ)をくりかえせば, この「経験」は, 「自然」が「各人」に向かって発している〈第二の行動命令〉のもとでこそ, もっとも完全に生起することが, 〈必然〉であるが, その「自然」が発する〈第二の行動命令〉は, 「各人」に向かって「平等」に, 発せられているものであるのであった。

ロ)してみれば, 「自然」は, この〈第二の行動命令〉によって, 「各人」に, 「平等」に「経験」をさせるのである。

ハ)しかるに, その・「経験」の「平等」とは, ひとり, 「経験」をすることの「平等」と, 「経験」の〈内容〉(「心を注ぐ」・「心を向ける」・「専心する」)の「平等」とであるにとどまらない。

ニ)「経験」は, 「時間」の中で行なわれるものであってみれば, 「経験」の「平等」とは, また, 「心を向け」・「心を注ぎ」・「専心する」「時間」の「平等」をも, 意味するものでなくてはならないのである。

ホブズが, 前見のように, 「…あらゆる人間が平等に専心する・あの関心事にあって, 平等な時間が, …」(L. 「…あらゆる人間が平等に専心する・あの関心事にあって, 平等な時間のあいだに, …」)と, 「経験」する「時間」の「平等」の要素を重視するのは, この点にかかわる。

ニ)すなわち, 前述・D), b), c)のように, 「自然」が「各人」の〈生命の保存と促進〉とに〈適合させている諸手段〉にかかわりをもたず, 「研究」・「勤勉」の〈機会〉と「時間」との上での〈不平等〉と不可分離である・「科学」の「獲得」とは異なって, 「自然」が下す〈第二の行動命令〉のもとで生起する・上述の「経験」は, 「科学」の「獲得」に付着する・上の〈不平等〉には, 無縁なのである。

K) こうして, イ)「自然」が発する〈第二の行動命令〉のもとでは,

ロ) 「賢さ」という「心の能力」は、「経験」から、もっとも完全に「生まれてくる」。

ハ) そして、「経験」する「時間」は、上記の〈行動命令〉に「平等」にしたがう「各人」・「あらゆる人間」にあつて、「平等」である。

ニ) である以上、「各人」の・「経験」する「時間」の「平等」から「生まれてくる」のは、もっとも充実な「賢さ」という「心の能力」における・「あらゆる人間」の「平等」である。

L) イ) 以上が、ホブズによって、「…賢さとは、経験にほかなりません。それゆえ、あらゆる人間が平等に専心する・あの関心事にあつて、平等な時間が、賢さを、あらゆる人間に、平等に、与えるのです」(E. prg. 2, p. 183)と云われる経緯である。

ロ) そしてまた、ここに、「…心の諸能力をとってみますと、…私は、身体力の強さよりも、さらに大きな平等を、人々の間に見いだすのです」と言明される〈根拠〉がある。

ハ) それゆえ、A), a), b), ロ), に予示したように、〈第二の「平等」概念〉——すなわち、「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「総計」における(正しくは、「身体の諸能力」と、「賢さ」という「心の能力」を除く「心の諸能力」と、「賢さ」という「心の能力」との「総計」における)・「あらゆる人間」の「平等」——の〈根拠〉は、「賢さ」における・「あらゆる人間」の「平等」である。

なぜなら、再言すれば、上記の「諸能力」が「総計」される時、「賢さ」にあつての「平等」が、「身体の諸能力」の上での「差異」と、「賢さ」以外の「心の諸能力」の上での「差異」との〈効果〉を、〈消滅させる〉からである。

M) イ) ところで、「賢さ」について吟味を施したIIIを含んで、本章での分析は、「自然」、とりわけて、「各人」に向かい、「平等」に、〈自らの生命の保存と促進に、諸手段を適合させよ〉という内容の〈第二の行動命令〉を発し

ている, と〈推理〉される「自然」を, 根底に据えた分析であった。

ロ) しかも, もとより, その「自然」は, すでに知ったとおり, 「各人」の〈生命の保存と促進〉とを, 〈意志〉しているものであり, これに〈諸手段〉を〈適合させている〉〈叡知〉であるものであり, そして, 〈適合させている諸手段〉を用いて, 「各人」の〈生命の保存と促進〉とを〈実現していく〉〈力〉であるものである, と〈推理〉されている〈あるもの〉であった。

ハ) しかるに, 「賢さ」は, 前記・E), d), vii) のように, 「自然」が〈意志〉し〈目的〉としている・「各人」の〈生命の保存と促進〉とにとって, 〈もっとも適合した手段〉の一つである「心の能力」なのであった。

ニ) してみれば, 「あらゆる人間」に, かかるものとしての「賢さ」を「平等」に与えているものは, ほかでもなく「自然」であるのでなくてはならない。

あるいは, 「あらゆる人間」にあつての・「賢さ」の「平等」の〈根拠〉であるものは, 「自然」そのものでなくてはならない。

ホ) はたして, 上記の・「賢さ」の「平等」の〈根拠〉が, 「自然」であることを, ホブズ自らが語るのが, 上の・L), イ) に引用した・E. の文章に対応する・L. の叙述である。

すなわち, 「…賢さとは, すべて, 経験から生まれてくるものですし, それゆえ, あらゆる人間が平等に専心する・あの関心事にあつて, 平等な時間のあいだに, 賢さが, 自然の手で (ā nātūrā), あらゆる人間に, 平等に, 分かち与えられる…のです」(傍点は, 引用者。L. prg. 1, OL・III. p. 97)。

N) イ) さて, そこで想起すれば,

i) 〈第一の「平等」概念〉——すなわち, 「各人」が, 「どのような利益」であるにせよ, 他の・いかなる各人とも「同じ程度で」, その「利益」を, 「自分のものであると言ひ張る」〈ことができる〉こと——の〈根拠〉は, 〈第二の「平等」概念〉であり,

ii) <第二の「平等」概念> —— すなわち、「身体の諸能力」と、「賢さ」以外の「心の諸能力」と、そして、「賢さ」という「心の能力」との「すべて」の「総計」にあつては、「あらゆる人間」の間に、「差異は、ない」、「平等」であること —— の<根拠>は、「賢さ」なる「心の能力」の・「あらゆる人間」における「平等」であり、

iii) そして、「賢さ」における・「あらゆる人間」の「平等」の<根拠>は、今見たとおり、<第三の「自然」概念>であるのであつた。

ロ) i) 上のイ) から帰結するのは、当然、「あらゆる人間」にあつての・「賢さ」の「平等」の<根拠>であるのみでなく、<第二の「平等」概念>と、そして、<第一の「平等」概念>との<根拠>であるものもまた、<第三の「自然」概念>である、ということである。

ii) してみると、Chap. XIII. prg. 1. の冒頭に記された規定、「自然は、身体の諸能力と心の諸能力との上で、人間を、それこそ平等なものに、造つております」、における「自然」とは、あの<第三の「自然」概念>に属する、とするほかはないのである。

ハ) いな、さらに、すでに前出・D), a) — 0) に知つたとおり、「各人にたいする・各人の戦争」の<総原因>が、<第一>と<第二>との「平等」概念に内在する以上、(「賢さ」の「平等」を介して) この・二つの「平等」概念の<根拠>である<第三の「自然」概念>は、上記の「戦争」の<総原因>の根源にあるものである。

そして、その理由で、このChap. XIII. の章題は、「各人にたいする・各人の戦争」を、「人類の・自然による身の上 (Naturall Condition)」と表現したのである。

ニ) また、<第三の「自然」概念>は、本・第I部・次・第III章に分析するように、Chap. XIII. の prg. 3., 4., 5. に示される・この「戦争」の<三つの・個別の原因>の<前提>をなすものである。

ホ) 同時に、この「自然」概念は、本・第I部・第IV, 第V章での分析か

ら知られるとおり, <原基的自然法> たる・「自然」の <三つの内容の行動命令> から, 「自然権」(Chap. XIV. prg. 1., 2.) を帰結させ, この「自然権」を, おなじ「各人にたいする・各人の戦争」の <根本にある・かつ共通の原因> たらしめるのである。

へ) そして, 「あらゆる人間」に「平等」な「賢さ」は, <目的・目標> にたいする・<手段> の <適合性> を <判断> する <理性能力> として, 「各人にたいする・各人の戦争」の基本要因の一つでもあり, 同時に, 「平和」の <創出>, すなわち「国家」の「産出」の基本要因の一つでもあるものとして, 本稿・「まえおき」に述べたように, 本稿・第 III 部の主題たる・「情念」と「理性」との <弁証法的運動> を扱うさいに, 再び取り上げられることになる。

(第 I 部・第 II 章。終り)